

別表2 景観形成の基準（かみふらの景観づくり計画から）

		景観形成基準(配慮事項を含む)
建築物及び工作物	位置配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。 (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本としてください。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではありません。 (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行ってください。 (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。 (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて15m以下(塔屋、給水塔などの付属物を含む)にしてください。
	形態又は色彩等の意匠	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠としてください。特に稜線から突出しないよう高さを抑えてください。 (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下としてください。また、原色の使用を避けてください。 (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めるよう努めてください。 (5) オイルタンクや室外機・屋上設備等、建築物に附属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をしてください。 (6) 工作物は、建築物本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮してください。
	敷地の外構等	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮してください。 (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮してください。
開発行為	位置配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置としてください。 (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。
	形状緑化等	(1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状としてください。 (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用をしてください。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (4) 巨大な法面が発生しないよう配慮し、法面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽してください。 (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行ってください。
その他	堆積物等	(1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、堆積、貯蔵は出来るだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めてください。 (2) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)については、設置位置が景観に支障を及ぼさないよう配慮に努めてください。

上富良野町役場建設水道課 〒071-0596 上富良野町大町2丁目2番11号
 電話 0167-45-6981 FAX 0167-45-5362
 上富良野町景観行政ホームページ <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/> から

--- 景観法に基づく上富良野町内の行為届出 ---

建築物等の行為に関する届出制度の案内

平成23年4月1日から、届出先や届出の基準が変わりましたので、ご注意ください。

一定の規模を超える建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、物の堆積などを行う場合は事前の届出が必要です。

1 届出制度の概要

潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力ある地域社会を実現するため、良好な景観の形成を促進し、地域の健全な発展を進めることを目的に、平成16年に景観法が制定されました。

この景観法では、景観に影響を与えるおそれのある一定の規模を超える行為について、事前に届出をすることが定められています。

この行為にあたっては、「かみふらの景観づくり計画 1」に定めている内容に配慮していただくとともに、周辺の景観を著しく阻害する場合には、景観法に基づく景観行政団体 2 である上富良野町長の勧告や変更命令などにより、行為の内容を変更したり中止をしていただくことがあります。

- 1：景観法に基づく上富良野町の良好な景観の形成に関する計画。
- 2：景観法に基づく景観行政を行うことができる地方公共団体のこと。上富良野町は、平成23年4月1日付けで景観行政団体になりました。

2 届出が必要な地域

届出が必要な地域は、**上富良野町の全域**です。

3 届出が必要な行為

建築物・工作物

一定規模を超える**新築、増改築又は移転**

一定規模を超える**外観修繕、色彩の変更**で立面の1/2を超えるもの

開発行為・土地の形質の変更・物件の堆積

一定規模を超える**都市計画開発行為**、

一定規模を超える**土地の開墾、土砂の採掘、鉱物の掘採**その他の土地の形質の変更、

一定規模を超える**土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積**

詳細は3ページの「別表1 届出の対象となる行為」をご覧ください。

4 事前相談と届出先

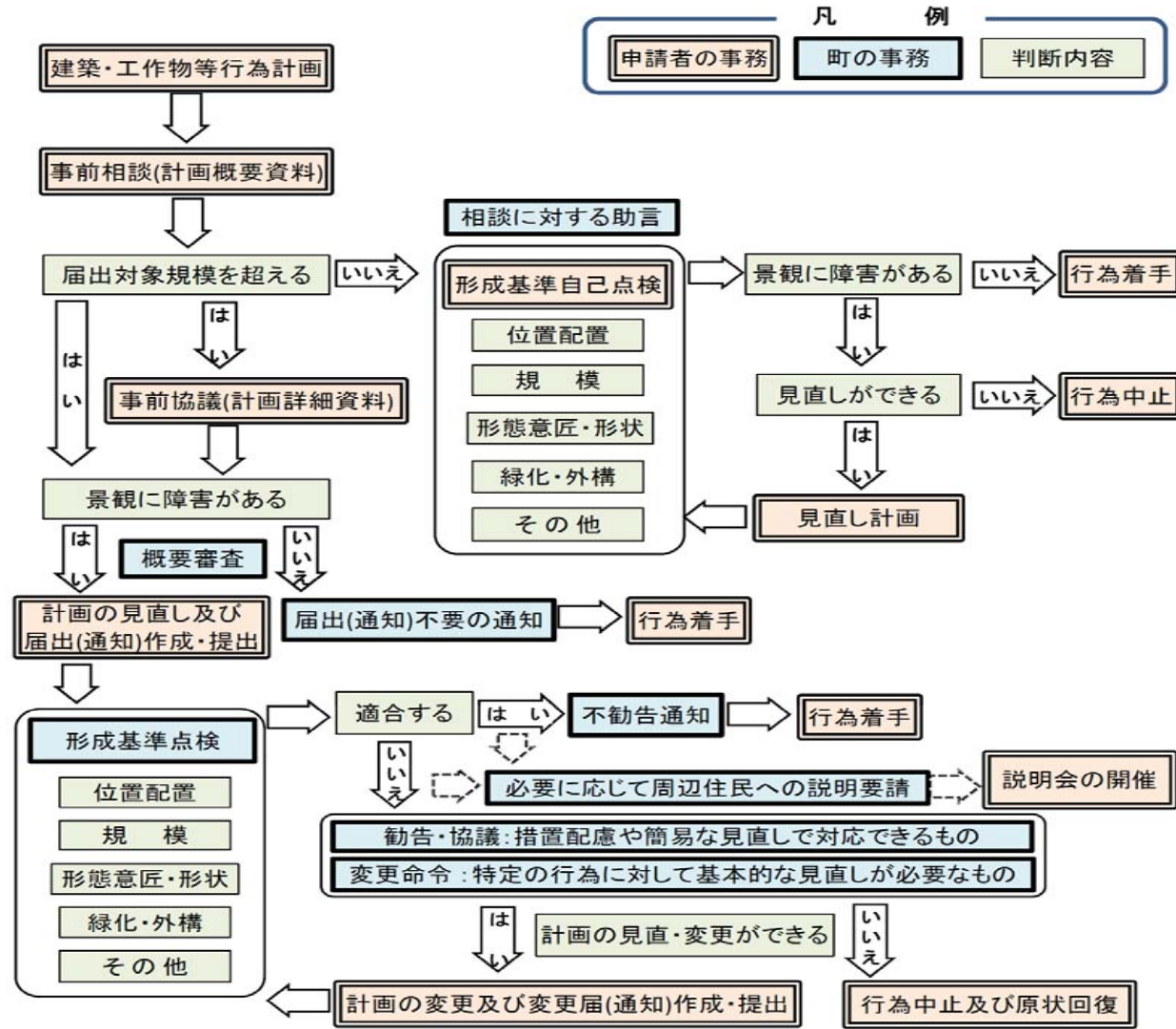
町民の皆様への届出などの事務の煩雑化を防ぎ、時間的効率化を図るために、事前相談や事前協議制度があります。

手続き	内容
事前相談	届出の要否や基本的な内容についての相談に対し、助言を受けることができます。
事前協議	届出を要する行為について、景観形成の基準に対する適合について、簡易審査と指導を受けることができます。 また、規模的に届出を要する行為であっても、条例第14条第2号の「景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為」として認定を受け、届出の免除を受けることができます。

相談等・届出先は、**上富良野町役場建設水道課 (0167-45-6981)** です。

5 届出と審査の流れ

行為を行おうとするときには、その内容の自己点検や、町への事前相談・事前協議などの手続きが必要になります。



段階ごとに必要な書類・資料の例

事前にお問い合わせの上、必要な書類だけをご準備ください。

段階	必要書類・資料の例	備考
計画立案	計画内容(位置・配置、規模、形態意匠等)を整理する。	別表1、2を考慮すること
事前相談	計画内容を説明できる書類・資料を作成する。	面積・高さ等数値を明確にする
事前協議	事前相談で不足する書類・資料を補足する。	現地立会説明も可
届出	指定された書類・資料を作成し届け出る。	設計者又は施工業者に依頼が必要

届出に必要な書類

行為の内容によって必要な書類が変わりますので、あらかじめ相談の上準備ください。

届出書類は、上富良野町のホームページからダウンロードできます。

種類	縮尺	内容
付近見取図	1/2,500程度	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
配置図	1/200程度	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
各階平面図	1/100程度	建築物である場合に限り、各階ごとの平面図
立面図	1/100程度	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図
平面図	1/200程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
断面図等	1/200程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
現況写真	-	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
その他必要と認める図書		

別表1 届出の対象となる行為

種別	届出対象行為	規模
建築物特定届出対象	(1) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。))又は移転	高さ10メートル又は建築面積1,000平方メートル(塔屋、給水塔などの付属物を含む) (都市計画区域内における建築物にあっては、高さ15メートル又は建築面積2,000平方メートル) ただし、増築又は改築にあたっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。
	(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1
工作物特定届出対象	(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。))又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり
	ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物(法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の用に供するものを除く。)	アに掲げる工作物……高さ3メートル
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。)	イからコまでに掲げる工作物……高さ10メートル又は築造面積1,000平方メートル(建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル)
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物 オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 カ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 キ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設	ただし、増築又は改築にあたっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。
	(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1
開発行為	(5) 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)で当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあっては3,000平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては3メートル
その他	(6) (5)以外の土地の形質を変更する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの	
	(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件を60日間を超えて堆積する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの(雪の堆積を除く)	土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為に伴い生じる堆積物の高さが3メートルを超えるもの
	(8) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するもので右欄に掲げる規模を超えるもの	高さ10メートル